

斜面地建築物の制限

七月一日に条例を施行しました

平成十八年第二回定例会で『葉山町建築物の構造の制限及び地盤面の設定に関する条例』が可決され、七月一日に施行しました。

この条例は、斜面地をはじめ、高低差の大きい土地に建てられる建築物を、平坦地に建てる建築物の高さと同程度に制限するものです。

これまで、斜面地等では、建築基準法に定める建築物の高さや、延べ床面積の算定方法を最大限に利用することによって、見かけ高層の建築物を適法に建築することが可能でした。

しかし、これらの建築物は、建築物の高さを制限するために平成十三年に決定した高度地区の趣旨にもそぐわないものであり、周辺の住環境に悪影響を及ぼすことが懸念されてきました。

町の最大の魅力は、海や緑の自然に恵まれた優れた住環境です。

今後も、現存する課題を克服し、予測される問題を未然に防ぎながら町の魅力を万全なものとしていきます。

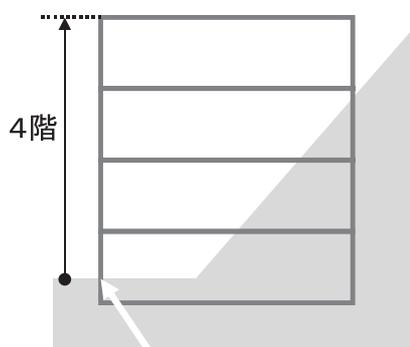
建築物の階数を制限します

◆対象建築物
すべての建築物

◆階数の制限

階数の算定は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置から上部の階数とし、その制限は次のとおりとする

第一種低層住居専用地域 (建築物高の限度10m地域)	3階
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 (建築物高の限度12m地域)	4階



ここからの階数を制限

◆適用の除外

・建築基準法で、別に定める許可を受けた建築物

◆罰則

・大規模な修繕又は模様替
・階数の限度内で、かつ延べ面積の一・二倍を超えない増築（昇降機塔等は階数の限度を超えない階の屋上に限る）

五〇万円以下の罰金

延べ床面積を算定する地盤面を設定します

◆対象建築物

すべての建築物

◆地盤面の設定

地盤面は、建築物が地面と接する最も低い位置における水平面とする

◆対象地域

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域

◆適用の除外

建築物と地面が接する位置の高低差が三メートル以内である一戸建ての住宅

◆条例の全文は町ホームページと役場で閲覧できます。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五三

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第八回特別弔慰金を支給します

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属等の方々に思いをいたし、戦没者の死亡当時におけるご遺族に対し、国として弔慰の意を表するため支給するものです。

平成十八年四月一日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、残された戦没者死亡当時のご遺族のうち、次の支給順位により、最も順位が先の方お一人に第八回特別弔慰金として額面四〇万円、十年償還の記名国債を支給します。

対象

- 一、弔慰金の受給権者
- 二、戦没者等の子
- 三、①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

（戦没者等と生計関係を有していない
なかった人等は除く）

- 四、右記三以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 五、右記一から四以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた人に限る）

請求期間 平成二〇年三月三十一日まで

問合せ 福祉課 ☎内線二二六

土砂災害等には 身を守らねばなりません

これからの季節は台風が多く発生しやすい季節となります。

特に大雨による水害や土砂災害から身を守るため、日ごろからの備えが大切です。

◎大雨による注意の目安

一時間に二〇ミリ以上、又は降り始めてから一〇〇ミリ以上の降雨量になつたら十分な注意が必要です。

◎雨量を知るには

ラジオ、テレビの気象情報やインターネット等による気象情報を参考としてください。

・ 神奈川県砂防、水防情報
<http://www.pref.kanagawa.jp/osira/se/sabo/bousai/index.html>

◎土砂災害の前兆

- ・ (がけ崩れ・山崩れ)
- ・ がけからの水がにこる
- ・ 地下水やわき水がとまる
- ・ 斜面がひび割れ、変形がある
- ・ 小石が落ちてくる
- ・ がけから音がする
- ・ 異臭がする



(地すべり)

・ 地面にひび割れができる

お知らせ

- ・ がけや斜面から水がふきだす
- ・ 井戸や沢の水がにこる



(土石流)

- ・ 山鳴りがする
- ・ 雨が続けているのに川の水位が下がる
- ・ 川の水がにごったり、流木が混ざったりする



◎避難の準備

- ・ 日ごろから、お近くの避難場所をご確認ください
- ・ (町公式ホームページ「避難所マップ」で確認できます。)
- ・ 町からの災害情報伝達(災害情報・避難勧告・避難指示)をお聞きください
- ・ 避難のための準備品を整えておいてください

問合せ 消防本部

☎八七六―〇一一九(内線三一一)

平成17年度 葉山町交通安全協会 一般会計収支計算書(平成17年4月1日～平成18年3月31日) 単位(円)

	科目	予算額	決算額	増減	摘要
収	会費収入	4,480,000	4,733,685	△ 253,685	
	交付金	1,896,000	1,896,000	0	県安協・町
	事務受託金	200,000	200,000	0	安管・推進
	雑収入	20,000	8,041	11,959	
	当期収入計	6,596,000	6,837,726	△ 241,726	
入	繰越差額	588,933	588,933	0	
	収入合計	7,184,933	7,426,659	△ 241,726	
支	事業費	1,220,000	958,430	261,570	
	管理費	5,310,000	5,090,760	219,240	
	預金支出	450,000	551,263	△ 101,263	
	繰出金支出	0	283,808	△ 283,808	収益事業会計へ繰出
出	予備費	204,933	0	204,933	
	当期支出計	7,184,933	6,884,261	300,672	
	当期収出差	△ 588,933	△ 46,535	△ 542,398	
	次期繰越差	0	542,398	△ 542,398	

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

☆ 安全エレちゃんからのお願い ☆

漏電遮断器を取り付けて、
電気事故を防ぎましょう

配線用遮断器
アンペアブレーカー

関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

特別養護老人ホーム 葉山グリーンヒル入所者申込み受付

開設日 今年十一月一日(水)

場所 一色真名瀬二四四八―六

概要 常時介護を必要とする人が生活するための施設 全室個室ユニット型(小規模生活単位型)

入所定員人数

特別養護老人ホーム……………八〇人
 ショートステイ……………十人

入所申込み開始日時

八月七日(月) 九時～十六時
 (月～金)

申込み・問合せ 特別養護老人ホーム
 葉山グリーンヒル

☎八七七一―一六

外国電波によるテレビへの混信障害

～近隣諸国の電波が、日本に
 届き混信するのが原因です～

毎年五月～八月頃にかけて、東京タワーからのテレビ電波を直接受信している地域で一・三チャンネルの画面が時間によって「しま模様」となる症状(Eスポ受信障害)が発生することがあります。UHF中継局で受信できる地域では、Eスポ受信障害を受けないUHF電波の受信をお勧めします。

問合せ NHK横浜放送局

☎〇五七〇―〇〇―三四三四

(全国共通)